

## 答 申

### 第1 審査会の結論

富山県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が、特定の個人の事項について新潟刑務所（以下「刑務所」という。）との間でやり取りした公文書につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

### 第2 審査請求の経過

#### 1 開示請求

平成16年5月20日、審査請求人は、富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号。以下「情報公開条例」という。）第5条の規定により、警察本部長に対し、平成15年及び平成16年に富山県警察本部（以下「警察本部」という。）が、開示請求者（審査請求人）の事項について刑務所に対して問い合わせをした文書の全て及び刑務所から回答のあった文書の全て（以下「本件対象公文書」という。）について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

#### 2 開示決定等

- (1) 平成16年6月2日、警察本部長は本件開示請求に対し、本件対象公文書が存在しているか否かを答えるだけで、情報公開条例第7条第2号（個人情報）に規定する非開示情報を開示することとなるため、情報公開条例第10条の規定により、本件対象公文書の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否する非開示決定処分（存否応答拒否）（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (2) 平成16年6月11日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、富山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対し、審査請求を行った。
- (3) 平成16年7月30日、公安委員会は、本件処分に係る審査請求について、情報公開条例第19条の規定により、富山県情報公開審査会（以下「本審査会」という。）に諮問した。

### 第3 審査請求の趣旨及び理由

審査請求人が「審査請求書」において、主張している審査請求の趣旨及び理由は、概ね次のとおりである。

本件開示請求は、審査請求人の情報の開示を求めるものであり、当該情報を本人に開示することは何ら問題はないはずである。

また、警察が税金を使用して知り得た情報は県民に等しく開示する義務があり、本件開示請求は審査請求人本人の個人情報であることから審査請求人は警察が知り得た情報を知る権利がある。

本件開示請求に係る情報は、捜査には一切関係がなく、開示することによって生じる支障は全く

ない。

以上の理由から警察本部長が行った非開示決定は不当である。

#### 第4 警察本部長の主張

警察本部長が「非開示理由説明書」及び意見陳述において主張している非開示の理由は、概ね別紙のとおりである。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 本件対象公文書の存否応答拒否について

警察本部長は、本件開示請求に対し、情報公開条例第10条の規定により、本件対象公文書の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否する非開示決定を行っていることから、本件処分が情報公開条例第10条に規定する存否応答拒否の要件を満たしているかどうかを判断する。

情報公開条例第10条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、情報公開条例第7条各号に規定する非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる旨規定している。そこで以下、本件対象公文書の存否を答えるだけでどのような情報を開示することとなるのか、そして、その情報が情報公開条例第7条各号に規定する非開示情報に該当するか否かについて検討を行うこととする。

##### 2 本件対象公文書の性格について

本件開示請求は、「請求者 〇〇の事項について」（〇〇は、審査請求人の個人名）と個人を特定した上で、平成15年及び平成16年に警察本部が、請求者 〇〇の事項について刑務所に対して問い合わせた文書の全て及び刑務所から回答のあった文書の全ての開示を求めたものである。よって、本件対象公文書の存否を答えることは、特定の個人に関する情報が記録されている公文書を捜査機関である警察本部長が保有しているという事実の有無を明らかにすることになるものと認められる。

##### 3 情報公開条例第7条第2号該当性について

情報公開条例第7条第2号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものについては、同号ただし書に該当する情報を除き、非開示情報とする旨規定している。

審査請求人に関して警察本部と刑務所との間でやりとりされた公文書を警察本部長が保有しているという事実の有無（以下「存否情報」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

そして、当該存否情報は、同号ただし書アに規定する法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとは考えられない。また、当該存否情報は、同号ただし書イに規定する人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、何人にも公にすること

が必要である情報とは言えない。さらに、同号ただし書ウに規定する公務員の職務の遂行に関する情報でないことは明らかである。

したがって、本件存否情報は、ただし書のいずれにも該当しないことから情報公開条例第7条第2号の規定により非開示となる個人情報といえる。

#### 4 本人による自己情報の開示請求について

審査請求人は、本件対象公文書が審査請求人本人に関する情報であるから、これを非開示とする理由はないと主張しているため、この点について検討する。

情報公開条例に基づく公文書の開示請求は、請求の目的のいかんを問わず、また、何人にも等しく情報の開示請求権を認めるものであり、開示・非開示の判断に当たっては、請求の目的及び開示請求者が誰かは考慮されないものである。特定の個人を識別することができる個人情報については、情報公開条例第7条第2号ただし書アからウまでに該当するものを除き、これを非開示情報とするのみで、本人から開示請求があった場合について特段の規定を設けていない。

したがって、情報公開条例を根拠として本人の自己情報を開示すべきであるという趣旨の審査請求人の主張は、採用できない。

なお、本県には、県が保有する個人情報の開示を求める制度として富山県個人情報保護条例（平成15年富山県条例第1号。以下「個人情報保護条例」という。）に基づく自己情報の開示請求制度がある。本件開示請求が行われた平成16年5月時点では、公安委員会及び警察本部長は、個人情報保護条例の実施機関には含まれておらず、公安委員会及び警察本部長が保有する個人情報については、個人情報保護条例に基づく自己情報の開示請求を行うことが認められていなかったところである。

しかし、富山県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成17年富山県条例第116号）により、平成18年4月1日からは公安委員会及び警察本部長も個人情報保護条例の実施機関に加わるようになっており、それらが保有する個人情報についても原則として個人情報保護条例に基づく開示請求の途が開かれたところである。したがって、今後、このような請求については、個人情報保護条例に基づく自己情報の開示請求制度のもとで判断されるものと思われる。

#### 5 結論

以上の理由から、本件開示請求については、本件対象公文書の存否を答えるだけで、情報公開条例第7条第2号の非開示情報に該当する個人情報を開示することになるから、情報公開条例第10条の規定により本件開示請求を拒否した決定は妥当であると認められる。よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 第6 審査会の開催経過

本審査会の開催経過の概要は、別記のとおりである。

## 1 対象公文書について

本件開示請求は、開示請求者が刑務所に収容されたことを前提として作成された公文書を特定してなされたものであり、対象公文書が存在しているか否かを答えることは、当該請求者が刑務所に収容された事実の有無を答えることと同様の結果を生じる。

また、特定の個人が刑務所に収容された事実は、個人の名誉や信用に直接関わる個人に関する情報であって、個人識別性を有するものであることから、情報公開条例第7条第2号（個人情報）に該当する。

## 2 自己情報の開示請求権について

公文書開示請求制度は、何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであり、個別的事情によって当該公文書の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。情報公開条例第6条（開示請求の手續）も、開示請求の受理に当たって、請求権者であるかどうかの確認は行わないものとしている。

これに対し、個人情報保護制度では個人情報保護条例第14条（開示請求の手續）において、請求の際に行う本人確認の手續等を定めているが、警察本部長が個人情報保護条例の実施機関に加わっていない状況下において、仮に公文書開示請求制度において自己情報の開示請求を認めることになると、本人確認の手續等について個人情報保護条例と同等の取扱いが強いられることとなる。

公文書開示請求制度は、個人情報の開示請求制度と目的や性格を異にするものであり、個人情報保護条例の実施機関入りをしていない状況下で本人に開示することは、情報公開条例の趣旨を逸脱することとなり、今後の公文書開示請求制度の運用に混乱を招くおそれがある。

実施機関では、本件処分に当たり、平成13年12月18日の最高裁判決についても検討したが、当該判決の前提となった兵庫県情報公開条例は、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものを個人情報として非開示とする「プライバシー型」を採用している。本県のように、特定の個人が識別される情報を個人情報として非開示とする「個人識別型」を採用している情報公開条例においては、当該判決の考え方をそのまま適用することは困難であり、自己情報の開示請求に対しては、あくまで個人情報保護制度に基づいて行われるべきところと考える。

## 3 情報公開条例第10条（存否応答拒否）の該当性について

以上のように、本件開示請求に係る対象公文書の存否を答えることは、当該請求者が刑務所に収容された事実の有無を答えることと同様の結果を生じることとなり、情報公開条例第7条第2号（個人情報）に定める非開示情報を開示することとなる。

また、刑務所に収容された事実は、刑の執行等に係る社会的差別の原因となる個人情報であること

を考慮すると、実施機関において特段に慎重な取扱いを図る必要があり、情報公開条例第9条（公益上の理由による裁量的開示）に基づく開示の必要性も認められない。

さらに、仮に本件開示請求を行った請求者が当該個人情報の本人であり、プライバシー保護の必要性が認められない場合であったとしても、本件のように郵送による開示請求の方法では、本人等であることの確認手続を行うことは極めて困難である。

したがって、実施機関としては、情報公開条例が自己情報の開示請求権を認めていないことや、実施機関が個人情報保護条例の実施機関入りをしていない状況等を踏まえると、情報公開条例第10条（公文書の存否に関する情報）に基づき非開示決定を行わざるを得ないと判断したものである。

## 別記

## 審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
平成16年 7月30日	諮問書を受理
平成17年10月28日	公安委員会に非開示理由説明書の提出を依頼
平成17年11月14日	非開示理由説明書を受理
平成17年11月 29日	審査請求人に非開示理由説明書を送付するとともに、これに対する意見書の提出を依頼
平成17年12月21日 (第32回審査会)	・実施機関職員から非開示理由説明を聴取 ・審議
平成18年 1月27日 (第33回審査会)	審議
平成18年 2月21日 (第34回審査会)	審議
平成18年 3月29日 (第35回審査会)	審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
荒 木 良 一	北日本新聞社論説委員長	
岩 田 繁 子	富山県婦人会副会長	
大 坪 健	弁護士	会長職務代理
濱 谷 元一郎	富山県商工会議所連合会常任理事	
吉 原 節 夫	高岡法科大学学長	会 長
米 田 育 代	富山県労働委員会委員	